

特定自主検査記録表の記入要領

(抜粋版)

本誌について

特定自主検査記録表は、検査を実施したことの結果を証明する書類であり、正確に記入する必要があります。また、検査は、特定自主検査資格者が行い、機械が安全に稼働できるよう厳正な検査を行いその結果を記録表に記入しなければなりません。このため、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会では、当協会が発行する「検査記録表」の標準的な記入要領を作成し、その普及に努めています。

本誌は、記入要領のさらなる普及を目指して作成された抜粋版です。本誌が広く活用され、検査記録表の作成がより適切に行われることを望むものであります。

目次

1. 表題部の記入	1
2. 検査事項部の記入	4
3. 事業者への要請事項等及び補修等の措置内容の記載	11
4. その他	11
5. 検査記録表（証明書）の種類と対象機種	14



公益
社団法人

建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

けんきにきょう
(建荷協)
(SACL)



1. 表題部の記入

表題部は、機械の使用者、機械のメーカー、型式、検査者の氏名、検査実施日等を記入する。

表題部は、一般に道路運送車両法の適用を受ける機械用のものと、適用を受けない機械用のものに大別される。適用を受ける機械は、次図の①に示す形式であり、適用を受けない機械は、②に示す形式となっている。また、移動式クレーン定期自主検査の必要な機械は、③に示す形式となっている。

なお、表題部の変更修正は証明書としての効力を失う恐れがあるため行ってはならない。

① 道路運送車両法の適用を受けることのある機械の例（フォークリフト、タイヤ式トラクターショベル、グレーダー、タイヤローラー等）

3 年 間 保 存

エンジン式フォークリフト
特定自主検査記録表

証明書
発行日 ① 年 月 日

様式SR-LE-01

証明書
発行No. ②

標章No. ③

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出
の抑制を図るための指針に基づく検査共用

メーカー名 ④	管理No. ⑩	使用者住所 氏名又は名称 ⑮
型 式 ⑤	走 行 ⑪ 距 離 km	機械管理者氏名 ⑯
製 造 番 号 ⑥	稼 働 ⑫ 時 間 h	
性 能 (最大荷重) ⑦ kg	車 検 有効期間 ⑬	検査業者登録番号 ⑰
検 査 実施場所 ⑧	検査者 ⑭ 氏 名 ⑰	検査業者又は事業者 住所・名称 ⑱ 責 任 者 名 ⑲
検査 年月日 ⑨ 年 月 日		

② 道路運送車両法の適用を受けないことのない機械の例

3 年 間 保 存

油圧ショベル(クローラ式)
特定自主検査記録表

証明書
発行日 ① 年 月 日

様式SR-EHC-01

証明書
発行No. ②

標章No. ③

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出
の抑制を図るための指針に基づく検査共用

メーカー名 ④	管理No. ⑩	使用者住所 氏名又は名称 ⑮
型 式 ⑤	走 行 ⑪ 距 離 km	機械管理者氏名 ⑯
製 造 番 号 ⑥	稼 働 ⑫ 時 間 h	
性 能 ⑦	車 検 有効期間 ⑬	検査業者登録番号 ⑰
検 査 実施場所 ⑧	検査者 ⑭ 氏 名 ⑰	検査業者又は事業者 住所・名称 ⑱ 責 任 者 名 ⑲
検査 年月日 ⑨ 年 月 日		

③ 移動式クレーン定期自主検査の必要な機械の例

3 年 間 保 存

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出
の抑制を図るための指針に基づく検査共用

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出
の抑制を図るための指針に基づく検査共用

クレーン機能付油圧ショベル(クローラ式)
定期自主検査・特定自主検査記録表

証明書
発行日 ① 年 月 日

様式SR-ECC-01

証明書
発行No. ②

定自検
標章No. ⑳

特自検
標章No. ㉑

メーカー名 ④	管理番号 ⑩	使用者住所 氏名又は名称 ⑮
型 式 ⑤	バケット容量 ⑦ つり上げ荷重 ⑦	機械管理者氏名 ⑯
製造番号 ⑥	アワメーター ⑫ h	
検査場所 ⑧	移動式 クレーン 定期自主 検査資格 ⑲	検査業者登録番号 ⑰
検査年月日 ⑨ 年 月 日		
検査者氏名 ⑭	⑰	責任者 ⑳

表題部の各事項に記入する記載内容は次の通りである。

① 証明書発行日

証明書（記録表）を発行した年月日（特定自主検査台帳に記載した発行年月日と符合すること。）を記入する。

登録検査業者が検査を実施した場合は、この証明書の発行は義務付けられており、この記録表をもって証明書とし、検査実施者用の控と使用者に対する提出用とを作成する。

② 証明書発行 No.（P11 4. その他（3）参照）

証明書の発行者における整理番号（特定自主検査台帳に記載した発行番号と符合すること。）を記入する。

③ 特定自主検査標章 No.

検査を実施した機械に貼付した検査済標章に印刷されている一連の番号（特定自主検査台帳に記載された番号と機械に貼付した標章の番号が符合すること。）を記入する。

④ メーカー名

機械の表示板（銘板）等からメーカー名（製造会社名）を調べ記入する。メーカー名は略称でも良い。

⑤ 型 式

機械の表示板等から機械の型式記号を調べ記入する。

⑥ 製 造 番 号

機械の表示板又は機体に打刻された、製造番号を調べ記入する。

⑦ 性 能

機械の表示板等からメーカー表示の性能を調べ記入する。

フォークリフトでは最大荷重、また建機にあっては、それぞれの機種の主たる用途の性能（バケット容量、ブレード巾、作業床の高さ、締固め巾、コンクリート吐出量、機械質量等）を記入する。

⑧ 検査実施場所

検査を実施した場所の地番または場所が特定できる場所の名称を記入する。

（地番が無い場合の例：千代田郡神田村〇〇組日本橋ダム第九現場）

⑨ 検査年月日

検査を実施した年月日（検査が複数日に亘った場合は、検査が完了した日）を記入する。

検査年月日の変更修正は、行ってはならない。

年月日は和暦又は西暦とし記録表の中で統一すること。

⑩ 管 理 番 号

使用者側における当該機械の管理番号が定められている場合は、その番号（検査業者にあつては使用者に管理番号の有無を確認すること。）を記入する。

また、自動車登録番号（車検を受けた）で管理している場合は、登録番号を記入してもよい。

⑪ 走行距離

機械に装備された走行距離計の指示値を記入する。

⑫ アワメーター

機械に装備されたアワメーター又はサービスマーターの指示値を記入する。

⑬ 車検有効期間

道路運送車両法の適用により車検を受けた機械の車検の有効年月日を記入する。

車検を受けてない場合は、車検有効期間に「―」を記入する。

⑭ 検査者氏名

当該機械の検査を実施した者（特定自主検査資格者であること）の氏名を記入する。

署名、捺印は検査を実施した者が自身で行うこと。署名の変更修正は、行ってはならない。

検査者氏名は自筆であること。印刷・ゴム印等は不可であること。

⑮ 使用者住所氏名又は名称

機械の使用者の住所、氏名又は名称を記入する。

⑯ 機械管理者氏名

使用者側において当該機械の管理者を定めている場合は、その者の氏名を記入する。

⑰ 検査業者登録番号

厚生労働大臣又は都道府県労働局長から交付された検査業者登録証の番号を記入する。

事業内は「―」を記入する。

⑱ 検査業者又は事業者住所・名称・責任者名

検査業者にあっては、代表者又は業務規程において指定された者の氏名を記入し、捺印する。

事業内検査の場合は、⑮と同じ使用者又は⑯の機械管理者の氏名を記入し、捺印する。

責任者名は、自筆であること。印刷・ゴム印等は不可であること。

⑲ 移動式クレーン定期自主検査資格

特自検と定期検査の検査者が異なる場合は定期検査者を表示し連名（自筆）で記入すること。

交付者は下記の安全教育又は講習の修了証交付者及び修了証番号を記入すること。

- ・公益社団法人建設荷役車両安全技術協会…… 略称 SACL 又は建荷協
- ・一般社団法人日本クレーン協会…………… 略称 JCA
- ・公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会…… 略称 BCSA
- ・一般社団法人日本建設機械工業会…………… 略称 CEMA 又は建機工

記入例

検査年月日	平成22年3月3日	移動式 クレーン 定期自主 検査資格	(交付者) SACL (番号) 1234
検査者氏名	村太郎 (印) (定期)東京太郎		
区分	No.	検査箇所	検査

⑳ 定期自主検査標章 No.

検査を実施した機械に貼付した定期自主検査標章に印刷されている一連の番号(定期自主検査台帳に記載された番号と機械に貼付した標章の番号が符合すること。)を記入する。

2. 検査事項部の記入

検査事項部は、区分、No. 検査箇所等が次のような配列で表示されている。その内容は次のとおりである。

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果		補修内容
					良	不良	
①	②	③	④	⑤	⑥		⑦

- ① 機械を構成している装置区分を示している。
- ② 検査箇所を示す番号であり、補修等の措置内容に記載する時に、検査箇所を明示するのに用いられる。
- ③ ①の装置を細分して検査を実施する箇所を表示している。
- ④ 検査を実施する場合、どのような検査を行うかを表示している。
- ⑤ ④の検査を行うための検査方法を表示している。
- 表示以外の検査機器等を使用した場合は、余白に記入する。
- ⑥ 検査の結果を記入する。
- ⑦ 補修内容等を記号で記入する。

(1) 検査結果の記入

検査の結果は、下図に示す検査結果欄に、異常が無い場合は良の欄に、異常があった場合は不良の欄に、「レ」印の記号を記入する。

〔エンジン式フォークリフトの場合〕

エンジン式フォークリフト
特定自主検査記録表

3年間保存

証明書発行日 年 月 日 様式SR-LE-01

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針に基づく検査共用

証明書発行No. 標章No.

メーカー名	管理No.	使用住所氏名又は名称
型式	走行距離 km	機械管理者氏名
製造番号	稼働時間 h	検査業者登録番号
性能 (最大荷重) kg	車検有効期間	検査業者又は事業者住所・名称
検査実施場所	検査者氏名	責任者
検査年月日	年 月 日	年 月 日

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果		補修内容
					良	不良	
エンジン	1	本体	★ a 始動性	かかり具合、異音、予熱栓・ヒーターの作動	目視、操作、聴診		
			★ b 回転の状態	アクセルの作動、回転具合、アイドリング回転 (min ⁻¹)、無負荷最高回転 (min ⁻¹)	目視、操作、聴診、回転計		
			★ c 排気の状態	排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ	目視、操作、聴診		
			★ d エアクリーター	ケースのき裂・変形・緩み、エレメントの汚れ・損傷、油量	目視、触診		
			★ e 締付け	シリンダーヘッド、マニホールド締付けボルト・ナットの緩み	トルクレンチ		
			★ f 弁すき間	弁すき間(吸最大 mm・最小 mm)(排最大 mm・最小 mm)	シクネスゲージ		
			★ g 圧縮圧力	圧縮圧力 (MPa)	圧縮圧力計		
			★ h 噴射圧力	噴射圧力 (MPa)	ノズルテスター		
			★ i 噴霧状態	噴霧状態 良○・不良×	目視、ノズルテスター		
			★ j 過給器	異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ	目視、聴診		
ジ			★ k エンジンマウント	ブラケットのき裂・変形、緩み・脱落、防振ゴムの損傷・劣化	目視、レンチ等		

*ガス漏れ、水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。

*弁すき間の異常による異音がなく、検査項目No.a,b,cに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。

電子制御

検査結果	補修内容
良	不良

a. 検査の結果に異常がない場合や検査箇所がない場合

〔ガソリン・キャブレター式〕

異常がない場合は、下図に示すように検査結果の良の欄に「レ」印の記号を記入する。

区分	No.	③ 検 査 箇 所	④ 検 査 内 容	⑤ 検 査 方 法	⑥ 検 査 結 果		⑦ 補 修 内 容
					良	不良	
エ ン	1	本 体 *ガス漏れ、水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。 *弁すき間の異常による異音がなく、検査項目No.a,b,cに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。	★ a 始動性	✓かかり具合、✓異音、✓予熱栓・セーターの作動	✓目視、✓操作、✓聴診	レ	
			★ b 回転の状態	✓クセルの作動、✓回転具合、✓アイドル回転 (800 min ⁻¹)、 ✓無負荷最高回転 (2,800 min ⁻¹)	✓目視、✓操作、✓聴診、✓回転計	レ	
			★ c 排気の状態	✓排気色、✓排気音、✓排気管・✓フラー等のガス漏れ	✓目視、✓操作、✓聴診	レ	
			★ d エアクリナー	✓エースのき裂・変形・破み、✓エレメントの汚れ・損傷、✓油量	✓目視、✓触診	レ	
			★ e 締付け	シリンダーヘッド、マニホールド締付けボルト・ナットの緩み	トルクレンチ	レ	
			★ f 弁すき間	弁すき間(吸最大 mm・最小 mm)(排最大 mm・最小 mm)	シクネスゲージ	レ	
			★ g 圧縮圧力	圧縮圧力 (MPa)	圧縮圧力計	レ	
			★ h 噴射圧力	噴射圧力 (MPa)	電子制御 ノズルテスター	—	—
			★ i 噴霧状態	噴霧状態 良○・不×	目視、ノズルテスター	—	—

(i) 検査内容の該当する全項目に「レ」印の記号を記入するのは、検査の抜けを防止するための確認チェックである。検査項目の左上あたりに記入すること。(中点のある検査項目にも各々「レ」印を記入すること。

(ii) 検査内容の項目の中で「*」印を○で囲んだ項目は、検査指針により関連機能に異常がない場合は検査を省略できることに該当するので検査を省略したことを表す。

検査結果の良欄に「レ」印を記入すること。

例. No. 1 の a～c や No. 1 e に異常がないので「*」印を○で囲んで No. 1 e～g の検査を省略してある。

(iii) 当該機械に、記録表の③「検査箇所」欄に示す検査箇所がない場合、⑥「検査結果」欄及び⑦「補修内容」欄に「—」を記入する。但し、③「検査箇所」欄、④「検査内容」欄及び⑤「検査方法」欄の各項目は抹消せずにそのまま残しておく。

例. ガソリン・キャブレター式なのでディーゼル式の検査箇所に該当する No. 1 h～i の⑥「検査結果」欄及び⑦「補修内容」欄に「—」を記入し該当なしとしている。

また、「検査箇所」欄に複数の検査箇所が示されていて、当該機械にその項目がない場合は、その項目に横線を引いて抹消し、項目がないことを明示する。

(iv) 記録表の④「検査内容」欄に示す項目で当該機械にその項目がない場合は、その項目に「—」を引いて抹消し、項目がないことを明示する。

例. ガソリン・キャブレター式なので電子制御の項目に「—」を記入し該当なしとしている。

(v) 検査方法の項目に「レ」印を記入したのは、各検査内容項目の検査をどの検査方法で実施したかを表示するためである。

該当しない区分がある場合は、区分で区切り「検査結果」欄及び「補修内容」欄に「\」を記入する。

作業用動力装置（エンジン・電動機）

区分	No.	検査箇所	検査内容		検査方法	検査結果		補修内容
						良	不良	
作業用動力（エンジン）	1	本体	★ a 始動性	かかり具合、異音、予熱栓	目視、操作、聴診			
		★ b 回転の状態	アクセルの作動、回転具合、アイドリング回転速度（ min ⁻¹ ） 無負荷最高回転速度（ min ⁻¹ ）	目視、操作、聴診、回転計				
		★ c 排気の状態	排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ	目視、操作、聴診				
		★ d エアクリナー	ケースのき裂・変形・緩み、エレメントの汚れ、損傷、油量	目視、触診				
		★ e 締付け	シリンダーヘッド・マニホールドの取付	トルクレンチ				
		★ f 弁隙間	（吸最大 mm・最小 mm）（排最大 mm・最小 mm）	シックネスゲージ				
		★ g 圧縮圧力	圧縮圧力 (MPa)	圧縮圧力計				
		★ h 噴射圧力	噴射圧力 (MPa)	ノズルテスター				
		★ i 噴霧状態	噴霧状態 良○・不良×	目視、ノズルテスター				
		★ j 過給器	異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ	目視、聴診				
	★ k エンジンマウント	ブラケットの亀裂・変形、防振ゴムの損傷・劣化、取付	目視、レンチ等					
	2	潤滑装置	★	油量、汚れ、油漏れ、★エレメントの汚れ・損傷	目視			
	3	燃料装置	★	燃料漏れ、ホースの損傷・老化、★エレメントの汚れ・目詰まり	目視			
	4	冷却装置	★	水量・汚れ、水漏れ、目詰まり、ホース損傷・老化、ラジエーターキャップ機能・損傷、ベルト（たわみ、摩耗、損傷）、ファン・カバー・ダクト等のき裂・損傷・変形・取付	目視、スケール			
	5	電気装置	★	充電装置機能、バッテリー液量・端子緩み・腐食、配線緩み・損傷	目視、触診、テスター			
	6							
作業用動力（電動機）	7	電動機本体		振動、異音、 ブラシ 摩耗・当たり、 コンミテーター 汚れ・摩耗、取付	目視、触診、スケール	✓		
	8	コンタクター		振動 、 損傷 、 摩耗	目視、操作	✓		
	9	保護装置		ブレーカー等作動	目視、操作	✓		
	10	制御盤		損傷、 フェーズ 容量、取付	目視	✓		
	11	バッテリー		液量、比重、端子の緩み、損傷、腐食、液漏れ	目視、操作、比重計	✓		
	12	充電装置		機能 、異音、 異常発熱 、 ブレーカー 作動	目視、操作、聴診、触診	✓		
	13	配線		損傷、取付	目視	✓		
	14							

(vii) 区分欄⑧に該当箇所がない場合や省略（フォークリフト：安全衛生規則第 151 条の 24 の 3 項）できる場合は検査結果欄にそのむねを記入し省略の場合は証明する有効な写しを添付すること。

区分	No.	検 査 箇 所	検 査 内 容	検 査 方 法	検査結果		補修内容
					良	不良	
⑧ エ ン ジ ン	1	本 体	★ a 始動性 かかり具合、異音、予熱栓・ヒーターの作動 ★ b 回転の状態 アクセルの作動、回転具合、アイドリング回転 (min ⁻¹)、 無負荷最高回転 (min ⁻¹) ★ c 排気の状態 排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ ★ d エアクリナー ケースのき裂・変形・緩み、エレメントの汚れ・損傷、油量 ★ e 締付け シリンダーヘッド、マニホールド締付けボルト・ナットの緩み ★ f 弁すき間 弁すき間(吸最大 mm・最小 mm)(排最大 mm・最小 mm) ★ g 圧縮圧力 圧縮圧力 (MPa) ★ h 噴射圧力 噴射圧力 (MPa) ★ i 噴霧状態 噴霧状態 良○・不良× ★ j 過給器 異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ ★ k エンジンマウント	目視、操作、聴診 目視、操作、聴診、回転計 目視、操作、聴診 目視、触診 トルクレンチ シックネスゲージ 圧縮圧力計 ノズルテスター 目視、ノズルテスター 目視、聴診 目視、レンチ等			
	2	潤滑装置	★ 油量、汚れ、油漏れ、*エレメントの汚れ・損傷	目視			
	3	燃料装置	★ 燃料漏れ、ホース及びパイプの損傷・老化、*フィルターの汚れ・目詰まり	目視			
	4	高圧ガス燃料装置	★ ガス漏れ、導管のき裂・損傷、ボンベ取付・損傷、 フィルター*の汚れ、目詰まり	目視、検知器、レンチ等			
	5	ブローバイガス還元装置	★ バルブの作動、配管の詰まり・損傷	目視、聴診			
	6	冷却装置	★ 水量、汚れ、漏れ、ホースの損傷・老化、ラジエーターキャップの機能 ベルト(たわみ、摩耗、損傷)、ファン・カバーのき裂・変形・緩み	目視、触診、スケール			
	7	点火装置	★ キャップのき裂、コードの損傷・はめ込み、ポイントのすき間・焼損 プラグの焼損・破損、Trユニットの緩み・損傷、点火時期	目視、触診、レンチ等、 タイミングライト			
	8	電気装置	★ 充電装置機能、バッテリー・液量・端子緩み・腐食、配線緩み・損傷	目視、触診、テスター			
	9						

別紙定期点検記録簿参照

b. 検査の結果に異常がある場合

[ガソリン・キャブレター式]

異常がある場合は、下図に示す例のように検査結果の不良の欄に「レ」印の記号を記入する。

区分	No.	検 査 箇 所	検 査 内 容	検 査 方 法	検査結果		補 修 内 容
					良	不良	
エ ン ジ	1	本 体	★ a 始動性	✓ かり具合、✓ 異音、予熱栓・セーターの作動	✓ 目視、✓ 操作、✓ 聴診	レ	
			★ b 回転の状態	✓ クセルの作動、✓ 回転具合、✓ イドリング回転 (800 min ⁻¹)、 ✓ 無負荷最高回転 (2,800 min ⁻¹)	✓ 目視、✓ 操作、✓ 聴診、✓ 回転計	レ	
			★ c 排気の状態	✓ 排気色、✓ 排気音、✓ 排気管・✓ フラア等のガス漏れ	✓ 目視、✓ 操作、✓ 聴診	レ	
			★ d エアクリナー	✓ グースのき裂・✓ 変形・✓ 緩み、✓ エLEMENTの汚れ・✓ 損傷、✓ 油量	✓ 目視、✓ 聴診	✓	
			★ e 締付け	シリンダーヘッド、マニホールド締付けボルト・ナットの緩み	トルクレンチ	レ	
			★ f 弁すき間	弁すき間(吸最大 mm・最小 mm)(排最大 mm・最小 mm)	シクネスゲージ	レ	
			★ g 圧縮圧力	圧縮圧力 (MPa)	圧縮圧力計	✓	
			★ h 噴射圧力	噴射圧力 (MPa)	ノズルテスター	—	—
			★ i 噴霧状態	噴霧状態 良○・不良×	目視、ノズルテスター	—	—
			★ j 過給器	異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ	目視、聴診	—	—
			★ k エンジンマウント	✓ ラケットのき裂・✓ 変形、✓ 緩み・✓ 脱落、✓ 防振ゴムの損傷・✓ 劣化	✓ 目視、✓ シナチ等	✓	
	2	潤滑装置	★	油量、✓ 汚れ、油漏れ、* ELEMENTの汚れ・損傷	✓ 目視		✓
	3	燃料装置	★	燃料漏れ、ホース及びパイプの損傷・劣化、* フィルターの汚れ・目詰まり	✓ 目視	✓	

(i) 検査結果の不良の欄に「レ」印を付した場合は、異常と判断された当該検査内容を必ず○で囲み表示する。

例. 図の③「検査箇所」欄の潤滑装置の油量が少なく、汚れていたのも異常と判断し、④「検査内容」欄の油量と汚れを○で囲んである。

(ii) 検査の結果、異常と判断した検査方法の項目も必ず○で囲み表示する。

例. 潤滑装置の異常は目視で検査して判断したことを⑤「検査方法」欄の目視を○で囲んである。

(iii) 検査箇所が複数箇所であり、一部箇所に異常がある場合は、下図の例のように異常箇所を○で囲み表示する。

区分	No.	検 査 箇 所	検 査 内 容	検 査 方 法	検査結果		補 修 内 容
					良	不良	
走	8	(起動輪) 遊動輪	✓ き裂、✓ 変形、(✓ 摩耗) ✓ 異音、✓ 異常発熱、✓ 取付、✓ 油漏れ	(✓ 目視、✓ 聴診、✓ 聴診、✓ 探傷器)		✓	
	9	上部ローラー、(下部ローラー)	✓ き裂、✓ 変形、(✓ 摩耗) ✓ 異音、✓ 異常発熱、✓ 取付、(油漏れ)	(✓ スケール) (✓ バス)		✓	

c. 電子制御燃料噴射（コモンレール、EFI、EGI 等）搭載車の場合

電子制御燃料噴射搭載車は、メーカーの専用工具（PC 等）が必要なため検査・調整が困難である。

エンジンに異常がなくディスプレイにエラー表示等が無ければ異常はない。

異常がある場合は専門点検を依頼することがのぞましい。

1) 異常がない場合

〔ガソリン電子制御式〕

③		④		⑤		⑥		⑦
区分	No.	検 査 箇 所	検 査 内 容		検 査 方 法	検査結果 良 不良		補修 内容
工 ン	1	本 体	★ a	始動性	かかり具合、異音、予熱栓・セーターの作動	目視、操作、聴診	✓	
			★ b	回転の状態	クセルの作動、回転具合、アイドル回転 (800 min ⁻¹)、 無負荷最高回転 (2,800 min ⁻¹)	目視、操作、聴診、回転計	✓	
			★ c	排気の状態	排気色、排気音、排気管・マニホールド等のガス漏れ	目視、操作、聴診	✓	
			★ d	エアクリナー	フィルターのき裂・変形・破損、エレメントの汚れ・損傷、油量	目視、触診	✓	
			★ e	締付け	シリンダーヘッド、マニホールド締付けボルト・ナットの緩み	トルクレンチ	✓	
			★ f	弁すき間	弁すき間(吸最大 mm・最小 mm)(排最大 mm・最小 mm)	シクネスゲージ	✓	
			★ g	圧縮圧力	圧縮圧力 (MPa)	圧縮圧力計	✓	
			★ h	噴射圧力	噴射圧力 (MPa)	ノズルテスター	—	—
			★ i	噴霧状態	噴霧状態 良○・不良×	目視、ノズルテスター	—	—
			★ j	過給器	異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ	目視、聴診	—	—
						電子制御		

(i) エンジンに異常がなくディスプレイにエラー表示等がない場合は異常がない。

(ii) 異常がない場合は、検査を省略できることに該当するので「*」印を○で囲み検査を省略したことを表す。検査結果の良欄に「レ」印を記入すること。

2) 異常がある場合

〔ディーゼル電子制御式〕

③		④		⑤		⑥		⑦	
区分	No.	検査箇所	検査内容			検査方法	検査結果 良 不良	補修内容	
エンジン	1	本体	★ a 始動性	かかり具合、異音、予熱栓・セーターの作動			目視、操作、聴診	✓	
			★ b 回転の状態	クセルの作動、回転具合			目視、操作、聴診	✓	
			★ c 排気の状態	アイドル回転 (750 min ⁻¹)、無負荷最高回転 (2600 min ⁻¹)			回転計	✓	
			★ d エアクリナー	排気色、排気音、排気管・マニホールド等のガス漏れ			目視、操作、聴診		✓
			★ e アークリーナー	ボースのき裂・変形・破損、エレメントの汚れ・損傷、油量			目視、触診	✓	
			★ f 締付け	シリンダーヘッド、マニホールド締付けボルト・ナットの緩み			トルクレンチ	✓	
			★ g 弁すき間	弁すき間(吸最大 mm・最小 mm)(排最大 mm・最小 mm)			シクネスゲージ	—	—
			★ h 圧縮圧力	圧縮圧力 (MPa)			圧縮圧力計	—	—
			★ i 噴射圧力	噴射圧力 (MPa)			ノズルテスター	—	—
			★ j 噴霧状態	噴霧状態 良○・不良×			目視、ノズルテスター	—	—
			★ k 過給器	異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ			目視、聴診	✓	
★ l エンジンマウント	ブラケットのき裂・変形・破損、脱落、防振ゴムの損傷・劣化			目視、ペンチ等	✓				

(i) No. 1 の a～c に異常がある場合。

例. No. 1 c の排気色に異常がある場合、No. 1 f～i の検査が必要となる。「電子制御式」は、メーカーの専用工具（PC 等）が必要なため、④「検査内容」欄の「電子制御」を○囲いし「電子制御」が異常であることを表し、事業者にもメーカー等に点検を依頼するよう要請することにした。

(ii) ⑥の「検査結果」欄及び⑦の「補修内容」欄に「－」を記入し検査に該当しないことを表示する。

(iii) 事業者への要請等欄にその旨を下図に示す例のように記入すること。

事業者への要請等	
	No.1 「電子制御」検査の結果、エンジンに不良が見つかりましたので電子制御エンジンの故障はメーカー等に点検を依頼してください。

d. AC 制御式のフォークリフトの場合

- ・AC 制御式のフォークリフトは、その制御方式において過電流を制限し、モーターの損傷を防いでいるので過電流制限装置に該当するものはない。
- ・安全装置も同様に異常発生時は、エラー表示や車両を停止させる機能が備わっている。
- ・走行・荷役に異常がなく、ディスプレイにエラー表示が無ければ異常はない。

(i) 異常がない場合は、④「検査内容」欄のAC制御に「レ」印を記入する。

(ii) 該当しない④「検査内容」欄に「－」を記入し、該当しないことを表す。

(iii) ⑥「検査結果」欄の良欄に「レ」印を記入する。

③		④		⑤		⑥		⑦
検査箇所		検査内容		検査方法		検査結果 良 不良	補修内容	
e 過電流制限装置		モーターの最大電流値(走行用) AC 荷役用 AC AC制御		電流計		✓		
f 安全装置		コンタクター の作動(アークを引き開く・開かない・閉じない)、AC制御		目視、操作		✓		

e. 最小旋回半径の変動しないフォークリフトについて

- ・かじ取り車輪にストッパーボルトが装着されていないフォークリフトは、その構造において最小旋回半径は変動しない。
- ・連結部に、がた及び摩耗がないこと。
- ・リーチ式も同様であること。
- ・ストッパーボルトが装着されている機種は従来通りの検査方法であること。

(i) 異常がない場合は、④「検査内容」欄の旋回半径に「レ」印を記入する。

(ii) 該当しない④「検査内容」欄に「－」を記入し、該当しないことを表す。

(iii) ⑤「検査方法」欄の目視と⑥「検査結果」良欄に「レ」印を記入する。

③		④		⑤		⑥		⑦
検査箇所		検査内容		検査方法		検査結果 良 不良	補修内容	
かじ取り車輪		ストッパーボルト 取付、車輪と他の部分との接触 旋回半径(右 mm ・左 mm)		目視、レンヂ等、巻尺		✓		

f. 湿式ディスクブレーキについて

- ・湿式ディスクブレーキが装着されているフォークリフトは、その構造において検査等が困難である。
- ・検査等は、メーカーの指示に従うこと。

(i) ③「検査箇所」欄に湿式であることを表示する。

(ii) ⑥「検査結果」欄及び⑦「補修内容」欄に「—」を記入し、該当しないことを表す。

③		④		⑤		⑥		⑦
検査箇所		検査内容		検査方法		検査結果 良 不良		補修内容
湿式 ディスク・パッド		パッドの引きずり・厚さ、ピストンの油漏れ、ディスク・キャリパーのき裂・損傷・摩耗、取付		目視、ノギス、レンチ等、探傷器		—		—

g. 別紙参照等について

- ・コンクリートポンプ車等に、詳細記録表等を添付する場合は、該当する箇所を明記する。
- ・文言は、省略してもかまわない。
- ・省略した場合は、但し書きを明記する。

(i) 該当する箇所の⑥「検査結果」欄及び⑦「補修内容」欄に「※1 参照」等を記入する。

(ii) 「事業者への要請等」欄等に但し書きを記入する。

③		④		⑤		⑥		⑦
区分		検査箇所		検査内容		検査方法		検査結果 良 不良
置 ・ 車	No.	検査箇所		検査内容		検査方法		補修内容
	38	サブフレーム(旋回ベアリング架台)		亀裂、変形、取付ボルト及びナットの緩み・脱落		目視、探傷器、レンチ		※1参照
	39	ブーム受台		亀裂、変形、緩衝ゴムの損傷・脱落、取付ボルトの緩み・脱落		目視、レンチ		✓
車	40	ブーム、ブームボックス、フロート		引っ掛かり、亀裂、変形		目視、操作、探傷器		※1参照

「※1 参照は、特定自主検査詳細記録表を参照してください。」等

(2) 補修内容の記入例

一般に検査の結果、異常と判断された場合は、正常な状態に復帰させるために補修等の作業が行われ、その作業を区分して表示する必要がある。

作業を区分すると次の表に示すように区分される。

記号順位	記号	区分	意味	作業例
1	×	交換	検査の結果、交換した。 部品（アッセンブリー）、油脂類、液類の交換作業など	・バケットの爪、摩耗大のため交換 ・油圧シリンダーをアッセンブリー交換した。 ・ヘッドライトをアッセンブリー交換した。
2	⊗	分解交換	検査の結果分解して部品交換した。	・ブレーキを分解してライニングを交換した。 ・油圧シリンダーを分解してシールを交換した。 ・ヘッドライトを分解して、バルブを交換した。
3	△	修理	検査の結果、修理した。（溶接、板金、作業など）	・取付穴を溶接肉盛り修理した。 ・シリンダーロッドの擦り傷を修正した。
4	A	調整	検査の結果、調整した。 （各部遊び、すき間、角度などの調整作業）	・タイヤの空気圧不足のためエアー調整 ・クラッチ切れ不良につきペタルの遊び調整
5	T	締付	検査の結果、締付けた。 （緩んだ箇所を増し締めする作業）	・ホイールナットの増し締め ・旋回ベアリング取付けボルトの増し締め
6	C	清掃	検査の結果、清掃した。 （粉塵、油などによる汚れを取り除く作業）	・ブレーキドラム内の汚れの清掃 ・エアクリーナーの汚れの清掃 ・バッテリーのターミナル部の清掃
7	L	給油水	検査の結果、給油（水）した。 （油脂、液類を補給する作業）	・エンジンオイルが不足のため補給 ・バッテリーの液が不足のため補給
8	—	該当なし	検査する当該機械に記録表の検査箇所がない場合は、検査結果欄及び補修内容欄に記入する。	

a. 補修内容欄には、表の記号（×，⊗，△，A，T，C，L）を記入する。

（新たに、分解交換の⊗の記号を導入しました。）

分解交換の⊗記号が記載されていない記録表で使用する場合は、4. その他Q&A⑨を参照のこと。

b. 作業が複数にわたる場合は、表中の記号順位に従い、その中で最も高い順位の記号を記入する。

例. 油圧シリンダーを分解してシールを交換した。この作業には、部品交換の外にロッドの擦り傷の修正を行った。この場合補修内容欄には、⊗を記入し、修理した△は記入しない。

③		④		⑤		⑥		⑦
No.	検査箇所	検査内容		検査方法		検査結果 良 不良	補修内容	
27	油圧シリンダー	作動、油漏れ、 油がり、擦り傷	伸縮量、打痕、亀裂、	ブーム用 ブーム用 バケット用	ブレード用 クイック用 フセット用	目視、操作、 シイマー、 シケール、	✓	✓
						✓	✓	⊗

3. 事業者への要請等及び補修等の措置内容の記載

特定自主検査は、検査した機械が次回の検査まで安全に稼働することを目標に検査を行い、不具合な箇所は、速やかに補修等を行わなければならない。

また、検査業者においては、「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」第19条の20第6号において、「その他特定自主検査に関し必要な事項」を記載することと規定されているが、これは基発第79号（S. 53. 2. 10）により、検査業者が特定自主検査を行ったときに事業者へに勧告した事項等と定められている。勧告事項としては、次の内容が含まれる。

- （1）検査の結果、直ちに補修等の処置を行わないと災害が発生すると判断される事項、この場合には、事業者への要請欄にその旨を明記するとともに事業者へに速やかに通知する。
- （2）検査の結果、直ちに補修の必要はないが、稼働時間の経過に伴ない異常の発生が予見される事項、この場合には、事業者への要請欄にその旨を明記する。
- （3）検査の結果、異常が認められ補修を行った場合には、補修等の措置内容の欄に補修箇所、不具合の状況、補修を行った年月日、及びその補修の内容を記載する。

4. その他

（1）記入にあたり、修正が出来ないボールペン等（黒色が望ましい）を使用する。

（2）検査する当該機械の検査箇所の項目が記録表にない場合

記録表の装置欄に空欄があれば、その空欄を利用し、ない場合は事業者への要請欄又は補修措置（SR-ZC-03 等）を利用し必要事項を記入して使用する。

（3）記入事項のQ&A（参考）

①Q：証明書発行 No. について、取決めルールはありませんか。

A：・発行 No. とは、証明書の発行者の整理番号で、特定自主検査台帳に記載する発行番号のことです。

・検査事務所が2以上存在する場合は、発行 No. が重複しないよう、検査事務所ごとに使用する整理番号を、予め区分しておいてください。（例えば、A事務所の整理番号は、001～100。B事務所の整理番号は、101～200 等。）

②Q：メーカー名の記入要領には、「メーカー名（製造会社名）を調べ記入する。」となっていますが、同一メーカー（製造会社）でありながら、名称が異なる場合は、どのように記入したらよいのか。

A：機械の表示板（銘板）記載されている製造会社名と機械に表示されているロゴ名と異なる場合は、当該欄にロゴ名を記入しても差し支えありません。また、製造会社名を短縮した名称で記入してもよい。

③Q：走行距離メーターが装着されていない場合は、空欄でよいのか。

A：その場合は、当該欄に「―」線を引き、記入漏れでないことを明確にしてください。

④Q：管理番号が定められていない場合は、空欄でよいのか。

A：管理番号は、事業者の機械管理番号ですから、管理番号が無い場合は、当該欄に「―」線を引き、記入漏れでないことを明確にしてください。

⑤Q：アワメーターが装着されていない機械又は故障している場合は、空欄でよいのか。

A：装着されていない場合は、当該欄に「―」線を引き、記入漏れでないことを明確にしてください。また、故障のときは、「故障」と記入してください。

⑥Q：機械管理者氏名欄は、管理者が定められていない場合は、空欄でよいのか。

A：管理者が定められていない場合は、当該欄に「―」線を引き、使用者と管理者が同じであることを明確にしてください。

⑦Q：記録表を渡した際、受取者の捺印欄が無いが、受領印は必要ないのか。

A：初期の特定自主検査記録表には捺印欄がありましたが、事業者が作業現場や事務所等に不在の場合が多く、受領印を得るのに手数がかかることと、事業者にとっても捺印欄は必要が無いということで、捺印欄を廃止しました。

⑧Q：検査結果が不良でも、金銭的に補修等の措置が行えない場合、どのように記入したらよいのか。

A：事業者への要請等の欄に「速やかに補修等の措置を行う」よう記載してください。この場合は、検査済標章は貼付せず、補修等の措置を行った時点で事業者が貼付するよう指導してください。原則として補修内容は空白となりますが、事業者に勧告したのち、修理を要する内容を事業者に理解をもとめるため補修措置欄にも記入してもかまわない。

⑨Q：記録表の記号欄に分解交換の⊗記号が記載されていない記録表に、分解交換の⊗記号を使用してよいのか。

A：分解交換の⊗記号が記載されていない記録表で使用する場合は、備考欄等の余白部に分解交換の⊗記号を追記して使用してください。

分解交換の⊗記号記入例

「✓」印の記号を記載する。 略した場合は*印を○で囲む。 た補修内容等の詳細説明を要する 取得した) 機械は、荷役装置又は されるものについては、当該部分 検査項目とした。 」との共通検査項目であり、★★ 分解交換 ⊗	分解 交換 記 号 ⊗	交	修	調	締	清	給	該 当 な し
		換	理	整	付	掃	油	
		水						
		X	△	A	T	C	L	—

補 修 等	
照合No.	補修箇所及び不具合状況
	分解交換 ⊗

© 2009 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

⑩Q：省略の記号の「*」以降の「・」同項目は省略して良いのか。

A：項目に異常が無い場合は省略の記号の「*」印を○囲いして検査を省略したことを表すので「・」以降の同項目も同様です。

たとえば、「(※)フィルターの汚れ・目詰まり・損傷、」と最初の省略の記号の「*」○囲いで以降は省略します。

⑩Q：車検付の車両で定期点検の日付はどう考慮するのか。

A：一年以内の12カ月定期点検記録簿なら有効です。

(4) 検査記録表の管理

(a) 保存年限

検査記録表の保存年限については、3年間と定められていますので、的確にファイリングして保存・管理してください。(安衛則第151条の23等)

ファイリングの方法としては、検査済標章の番号順に月ごとにファイルしておけば、標章の紛失防止、記録表の発行漏れ防止に便利です。

(b) 正本、副本の取扱い

① ノーカーボン式のもの

ノーカーボン式は、「正」「副」の表示があります。

1枚目が「正」で、事業者が保管するものです。

2枚目が「副」で、検査業者が保管するものです。

② ノーカーボン式以外のもの

「正」「副」の表示がないその他の記録表については、前記①に準じて1枚目を「正」、2枚目を「副」として取扱ってください。

(c) 再発行の場合の取扱い

再発行の場合は、次の手順で処理してください。

① まず「証明書・検査標章再発行申込書」を受領する。(業務マニュアル参照)

② 申込書の機械について、検査台帳や記録表の控等により検査の事実を確認する。

③ 再発行の方法としては、次のいずれかとしてください。

イ. 記録表の控と同じものを作成する。

ロ. 記録表の控のコピーに、「原本と相違ない」旨の証明をする。

④ 検査台帳の当該摘要欄に、再発行年月日及び再発行申込 No. を記載するとともに、再発行申込書は記録表と一緒にファイルする。

【 参 考 】

・建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針

1. 排出量を増加させないための燃料(軽油)の使用。

2. 排出量を増加させないための点検整備の実施。

① 1年以内ごとに1回定期検査を実施すること。

② 定期検査は、法第45条第2項の特定自主検査を行う有資格者及び検査業者で可。

上記により、特定自主検査記録表に「排気ガス検査共用」として、★★印を付した検査項目を追加したので、特定自主検査と排気ガス定期検査の両者の記録表として、また、証明書として使用可能とした。(★印は両者の検査項目)

5. 検査記録表（証明書）の種類と対象機種

建荷協が発行している特定自主検査を実施すべき機械の種類に対応する検査記録表の種類とその様式番号は、下の一覧表のとおりです。

機種・アタッチメントにより複数の様式を使用しますので十分注意してください。

特定自主検査等記録表一覧表

区分	No	機 種	様式	摘 要
1、フォークリフト	1	エンジン式フォークリフト	SR-LE-01/02	
	2	バッテリー式フォークリフト	SR-LB-01/02	
	3	リーチ式フォークリフト	SR-LR-01/02	
2、不整地運搬車	4	不整地運搬車	SR-GR-01/02	
車両系建設機械	3-1 共通機体	5 油圧式共通機体	SR-KB-01/02	
		6 機械式共通機体	SR-KB-03/04	
		7 下部走行体（トラック）	SR-KL-01/02	
		8 ジブ・リーダー・ワイヤロープ	SR-KJ-01	
	3-2 整地・運搬・ 積込用機械	9 ブル・ドーザー トラクターショベル（クローラー式）	SR-GB-01/02	
		10 トラクター・ショベル（ホイール式）	SR-GL-01/02	
		11 モーター・グレーダー	SR-GG-01/02	
	3-3 掘削	12 油圧ショベル（クローラー式）	SR-EHC-01/02	
		13 油圧ショベル（ホイール式）	SR-EHW-01/02	
		14 クレーン機能付油圧ショベル（クローラー式）	SR-ECC-01/02	
		15 クラムシェル	SR-ES-01	※1・※3 又は※2・※3
	3-4 基礎工事用	16 ディーゼルパイルハンマー	SR-FHD-01	※1・※3
		17 油圧パイルハンマー	SR-FHH-01	※1・※3
		18 硬質地盤油圧式くい圧入機	SR-FB-01/02	※1・※3 又は※5・※3・※1
		19 振動パイルハンマー	SR-FV-01	※1・※3
		20 アース・ドリル	SR-FD-01/02	※1・※3
		21 一体型せん孔機	SR-OB-01/02	
		22 分離型せん孔機	SR-OB-03/04	※1・※3
		23 アース・オーガー	SR-FA-01	※1・※3
		24 建柱車	SR-FP-01/02	※3・※4
	3-5 締固め用	25 ロードローラー及びタイヤローラー	SR-RR-01/02	
		26 振動ローラー	SR-RV-01/02	
	3-6 コンクリート	27 コンクリートポンプ車	SR-CP-01/02	※4
	3-7 解体	28 ブレーカ	SR-EB-01	※2
		29 鉄骨切断機・コンクリート圧砕機	SR-ETC-01	※2
		30 解体用つかみ機	SR-ENG-01	※2
		31 特定解体用機械	SR-EL-01	※2
4、高所作業車	32	高所作業車	SR-HL-01/02	※4
	33	高所作業車（トラック式）	SR-HT-01/02	※4
5、その他	34	事業者への要請等及び補修措置	SR-ZC-03	

（注）補修措置欄が無い又は不足する場合は、様式 SR-ZC-03 等を使用する。

※1 共通機体（SR-KB-01/02 又は SR-KB-03/04）とセットで使用する。

※2 油圧ショベル（SR-EHW-01/02 又は SR-EHC-01/02）とセットで使用する。

※3 ジブ・リーダー・ワイヤロープ（SR-KJ-01）とセットで使用する。

※4 定期点検を受けていない場合は下部走行体（トラック）（SR-KL-01/02）とセットで使用する。

※5 下部走行体（トラック）（SR-KL-01/02）とセットで使用する。

あなたは特定自主検査記録表を 正しく書いていますか??

実務研修 記録表作成コースのご案内



特定自主検査の結果を
検査記録表に
正しく記録します。

正しい特定自主検査記録表の記入方法を学ぶ。

※ 特定自主検査を実施した場合、その結果を記録しておくことが労働安全衛生法第45条で定められています。

この検査結果は特定自主検査を実施した検査者（員）が「検査記録表」に記入しますが、誰が見ても判るように正しく記録されていることが重要です。

検査記録表は機械の進歩にともなって改善しています。これに伴い、記録表の記入方法も改善されています。本研修を受け、最新の知識を身に着け、特定自主検査についての正しい検査方法および正しい記録表の記入方法を修得することをお勧めします。

関係法令 労働安全衛生法 第45条 第1項

労働安全衛生規則 第151条の23、第169条、第194条の25

開催の予定は建荷協ホームページにてご確認ください。 www.sacl.or.jp

特定自主検査記録表の記入要領（製品版）（TC-ZC-02-0）

特定自主検査記録表は、機械性能の向上により随時改訂されています。最新の記録表についても正確に記入できる様、記入方法を解説しています。（H28.3改訂0版発行）

製品版では本誌に掲載されている特定自主検査記録表の記入要領に加え、記入演習課題例を多数掲載しています。

品 名	品 番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録表の記入要領	TC-ZC-02-0	1,080 円	1,620 円

